

【 12月の予定 】

- 3日(水) : 明倫小・社小学校地区学習会仲間づくり 17:00~
4日(木)・18日(木) : にこにこサロン 両日とも 10:30~
6日(土) : 解放子ども会工作教室 9:00~
(会場:倉吉市人権文化センター)

今月の人権カレンダー

12月 職場のハラスメント撲滅月間

1日 世界エイズデー

3日~ 9日 障がい者週間(3日:国際障害者デー)

4日~10日 人権週間 (10日:国際人権デー)

10日~16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間



北朝鮮人権侵害問題啓発週間に寄せて

毎年12月に設けられている「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」は、北朝鮮による拉致問題をはじめ、人権にかかわる深刻な出来事について、あらためて考えるきっかけをくれる期間です。日々の忙しさの中ではどうしても遠い出来事のように感じてしまいますが、家族を突然奪われ、今も帰りを待ち続けている方々がいることを思うと、その重みを見過ごすことはできません。

彼らの「もう一度会いたい」という願いは、私たち誰にとっても共感し、ごく当たり前の思いです。この啓発週間は、そうした人々の声に耳を傾け、少しだけ心を寄せてみる時間なのかも知れません。関心を持ち続けることが大切な一歩になります。

国際社会でも、人権尊重は揺るぎない普遍的価値です。私たちの小さな関心が積み重なれば、問題を取り巻く空気を換え、より良い未来に繋がる力になるかもしれません。

人権が当たり前に守られる社会に近づくよう、できることを続けていきたいものです。



【 年末年始 休館日のお知らせ 】



12月27日(土) ~ 1月4日(日) (1月5日(月)から開館します)

生活で困っていることはありませんか？ ご飯を食べていますか？ 眠っていますか？

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ悩んでいることがあれば1人で抱えこまことにご相談ください。相談された内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 TEL0858-22-8130
はばたき人権文化センター TEL0858-22-0232

はばたき人権文化センターだより

はばたき



発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町2丁目1514-7
電話:0858-22-0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k.net

12月号 NO.444 (2025年12月1日発行)

第36回福吉解放文化祭

たくさんのご来場ありがとうございました！



第36回福吉解放文化祭が、11月14日(金)から16日(日)までの3日間開催されました。期間中は好天に恵まれ、多くの方にご来場いただきました。

地域の方々が力を合わせて組み立てたアーチと、可憐な寄せ植えが並んでエントランスを飾り、展示スペースには、地域の皆さんはもちろん、こども園・保育園・小学校・中学校や各学習会の作品が並び、来場者の目を楽しませてくれました。

16日(日)バザーには、福吉解放文化祭では36回にして初の試みとなる「オープニングパフォーマンス」として、社会福祉法人 希望の家の皆さんによる「希望太鼓」の披露をしていただきました。総勢7人で叩く迫力満点で力強い太鼓の音に、来場者は感動させられるとともに、パワーをいたくことができました。

お楽しみのバザーでは、毎年恒例の焼きそばやさつまいもスティックの他、お餅などにも行列ができ、とても賑やかな時間となりました。

今年度のテーマは、『笑顔でつながる 心でつながる』でした。多くの方々とつながった文化祭となりました。この文化祭開催にあたりまして、地域・各関係機関の方々にはたくさんのご協力をいただきました。大変ありがとうございました。



にこにこサロン 隔週 木曜日 10:30~

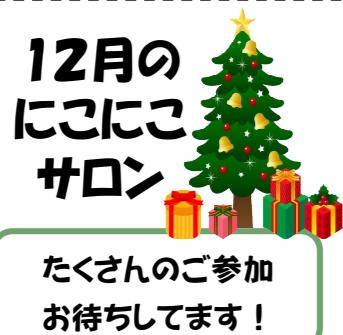
◎今年度のテーマ：「みんなと一緒に参加しよう」



11月はこんなことをしました！

●11月6日(木)作品づくり

文化祭に出品する共同作品の「椿」のちぎり絵、完成に向けてラストスパートでした！思い思いに彩られた椿の大輪は、枝を飾り、一枚の「飛び出す絵」として仕上がり、この度の解放文化祭の展示会場に華を添えました。みんなで協力し作成したこの作品は、倉吉市部落解放文化祭にも出品予定です！



12月 4日(木)

地域包括支援センターによる健康チェック

12月18日(木)

クリスマスケーキづくり

いずれも 10時30分～ 参加費200円（昼食代）

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

知っていますか？ハラスメントにはどんなものがあるのでしょうか？

ハラスメントとは、一般的には相手に不快感を与える「いじめ・嫌がらせ」などの行為全般を言います。暴力などの身体的な行為のみならず、暴言や無視といった精神的なダメージを与える行為もハラスメントにあたります。



時代の変化とともに、ハラスメントにも様々なものが出でてきました。

以下に現在、職場や社会でハラスメントと呼ばれるものを下の表にまとめてみました。

こんなにあるの！？と驚かれる方も多いでしょう。どんな種類のハラスメントでも、共通しているのは、自分の考え方・習慣や感情を相手に押しつけ、「相手の考え方や感情などを思いやる姿勢がない」ことが原因ではないでしょうか。自分の都合や感情だけ

を主張して、「そんなつもりは全然なかった」「私はこうしても気にならない」と済ませてしまうのは問題です。

行為をした側ではなく、された側が不快感を感じれば、それはハラスメントにあたる場合があります。職場に限らず、学校や家庭、一般社会の中でも同じです。

相手の違いを受け入れ、互いを認め合いかかわっていきましょう。

パワーハラスメント	ため息ハラスメント
セクシュアルハラスメント	エイジハラスメント
モラルハラスメント	ジェンダーハラスメント
マタニティハラスメント	パタニティハラスメント
カスタマーハラスメント	スメルハラスメント
レイシャルハラスメント	音ハラスメント
不機嫌ハラスメント	テクノロジーハラスメント
ロジカルハラスメント	リモートハラスメント
時短ハラスメント	ソーシャルメディアハラスメント

あらゆる差別をなくそう

12月4日～10日は「人権週間」です。

「人権週間」とは

国際連合は1950年(昭和25年)に、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めました。日本でも12月10日の「人権デー」の前の1週間を「人権週間」として、毎年各関係機関や団体が協力して、人権啓発活動を強化して行っています。

これまでの取り組みにより、「差別は許されないものだ」という考えは多くの人が持っています。しかし、私たちのまわりには様々な人権問題が今も存在しています。インターネット上の差別情報の書き込みや誹謗中傷、外国人や障がい者への偏見や差別、いじめや虐待など、苦しみ傷ついている人がいます。



「人権」って？

人権とは、「人が人として、社会の中で、自由に考え、自由に行動し幸せに暮らせる権利」です。すべての人が、生まれながらにもっている権利です。私たちは、毎日の生活の中で人権を意識することは少なく、空気のように当たり前のものとしてあると思っています。

人権は「当たり前」ではなかった

以前は、被差別当事者は生活や行動も制限され、不当な扱いを受けてきました。人権を「当たり前」にしたのは、人権が保障されていないために苦しんできた無数の人びとの、願いと命をかけた努力の結果なのです。

人権問題は差別問題

人権の侵害があっても「見て見ぬふり」をした経験はありませんか？

「この人権問題の当事者はいないから差別することはない。学習しなくてよい。」という意識はありませんか？

被差別当事者がいないところでも差別言動があります。人権問題について知らないと、差別があっても気づかなかったり、相手・当事者を傷つける言動かどうかわからないことがあります。



様々な差別の問題について学び、知ることを積み重ねていきませんか？

「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」が解消をめざしている人権課題

- ①部落差別
- ②障がいのある人の人権
- ③男女の人権
- ④外国にルーツを持つ人の人権
- ⑤子どもの人権
- ⑥高齢者の人権
- ⑦病気にかかる人の人権
(HIV感染症、ハンセン病、難病、新型コロナウイルス感染症等)
- ⑧インターネットによる人権侵害
- ⑨様々な人権
・アイヌ民族
・拉致被害者等
・性的マイノリティ
・刑を終えて出所した人
・犯罪被害者等